

## 京都府青少年健全育成審議会 営業対策部会（会議録）

日 時 平成19年6月15日（金） 午後4時05分～5時00分

場 所 京都ガーテンパレス「祇園」（京都市上京区烏丸通下長者町上ル）

出席者 北村和生委員、津守俊一委員、篠原實委員、齊藤靖子委員、西脇悦子委員  
西村佳子委員、貴田穂委員、長谷川隆一委員、木島早苗委員、宮野文穂委員  
小谷隆二委員、山岸吉和委員 ※山岸委員については代理出席

### 議 題

#### 1 議 事

- ① 子どもを性行為の対象とするコミックの有害指定について（第185回）
- ② 有害図書類の緊急指定状況の報告

#### 2 報 告

「青少年の非行問題に取り組み全国強調月間」（7月）の取組等について

#### 3 その他の議題

事務局	<p>それでは、定刻となりましたのではじめさせていただきます。</p> <p>今回、傍聴要領に基づき 傍聴証を交付した3名の傍聴希望者をおられますので、お入りいただくこととします。</p> <p>（傍聴希望者入場）</p> <p>傍聴希望者におかれましては、お渡ししています傍聴要領に従い、議事の妨げにならないよう、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、営業対策部会をはじめさせていただきます。</p> <p>また、本日の委員の出席状況でございますが、営業対策部会の委員18名中12名の委員が出席されており、条例施行規則の第10条の定足数を上回っておりますことを御報告いたします。</p> <p>議事運営につきましては、条例施行規則第10条の規定に基づき、部会長</p>
-----	--

にお願いしたいと存じます。

部会長、よろしくお願ひします。

部会長 それでは諸事に入らせていただきます。次第1①の「子どもを性行為の対象とするコミックの有害指定について（第185回）」について事務局から説明願います。

事務局 お手元の資料の1ページを御覧下さい。

平成18年12月に取りまとめられた「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」（事務局：警察庁生活安全局少年課等）の最終報告書では、「携帯電話」や「ゲーム」の問題を取り上げるとともに「子どもを性行為の対象とするコミック等」の問題についても検討されたところです。

その中で、近年、子どもを性行為の対象とする内容を含むコミックが相当数販売され、その中には、13歳未満の小学生と受け取れるような子どもに対する性行為を描写しているものがあることが明らかとされました。

そこで、私ども事務局では、本年1月から、こういったコミックのサンプリング調査を開始するとともに、各書店における配架の状況、区分陳列の状況等について内々に調査を行って参りました。

お手元に、本日御審議いただきます、個々のコミックにつきましては、それぞれ委員の先生のお手元に配布させていただいていますが、その具体的な審査に入る前に、今回審査をお願いするに当たっての基本的な考え方につきまして御説明申し上げます。

次の2ページは、子どもに対する性行為等に関する規制の現状についての説明資料でございます。この表にありますように「13歳未満の女子を姦淫」した場合は、暴行又は脅迫が無くても強姦罪となり、「13歳未満の男女にわいせつな行為をした」場合は、暴行又は脅迫が無くても強制わいせつ罪となります。このような犯罪行為が、あたかも社会的に許容されているかのごとく肯定的に描かれ、あるいは、あまつさえ、被害者である少女が喜んでいるかのような表現が描かれているコミックに、青少年が日常的に接することを許すことは、次代を担う青少年の健全な育成を図る立場から、断じて許すことができないことと考えます。

次の3ページには、先程申し上げた「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」最終報告書に掲載された、子どもを性行為等の対象とするコミック等の影響が指摘された性犯罪の事例（地裁判決からの抜粋）を、また、ご覧おき頂けたらと思います。

次の4ページには、「刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数」の表をお付けしています。

上の表は、警察庁のホームページからの資料ですが、平成17年中に、刑法犯で、13歳未満の子どもが被害にあった件数は、全国で34,459件、そのうち殺人の被害にあった件数が105件、強姦の被害が、72件、

強制わいせつが1,384件という状況になっています。

同じく京都府内のデータでは、それぞれ、総数で858件、殺人で4件、強姦で6件、強制わいせつが37件となっていますが、

私どもは、このような被害を根絶するためにも、このような犯罪行為の描写が、何の説明もなしに、青少年にアクセス可能な状況に放置されることは、さまざまな影響を受けやすい青少年への影響が懸念され、大人社会は、こういったコミックが青少年の健全育成上有害であることを、改めて宣言すべきと考えます。

次の5ページの表は、他都県における「子どもを性行為の対象とする内容を含む」と思われるコミックの有害指定の状況です。

ただし、他都県においては「子どもを性行為の対象とするコミック」であることを明言していないことから、明確にメッセージが伝わってきません。

今回の京都府の有害指定は、「子どもを性行為の対象とする」認識そのもののへの拒否宣言として13冊全てを、このテーマに絞って有害指定していたところとするものです。

次の6ページの案として提示させていただきます13冊のコミックは、いずれも調査時点で、現実に京都府内の複数の書店において陳列されており、京都府内の青少年が容易に入手可能なものであることを確認しています。

次の7ページは条例の関係条文の抜粋で、8ページは、図書類審査用の個別指定認定基準となっています。

それでは、審査いただきますコミックの概要について御説明します。

今回審査いただきますコミックは13冊です。それぞれ1冊ずつ購入していますので、後で順に回覧願います。

なお、私の説明の中には、大変お聞き苦しい表現がありますが、有害図書指定の審査の性格上、御容赦いただきたいと思います。

6ページの案は、本日詣問させていただきますコミックの名称、発行所等について整理させていただいております。

番号1の「幼女の誘惑」は、株式会社松文館発行で、平成19年1月18日に京都市内の書店で購入したものです。

主なストーリーは、女児や女生徒が、先生や父親などとの性行為に及んだり、学校での輪姦からセックスの楽しさを覚え、セックスを求め続けていくというストーリーとなっています。

番号3の「ランドセルセカンド」には、7歳と8歳の妹が、兄のロリコン趣味を直すために、妹から積極的に兄に対し性交を求める場面が描かれたり、番号5の「少女姦淫所」には、小学校4年生の女生徒が、保健室で担任の先生に犯される場面が描かれたりしています。

この3冊を含む13冊全てが、個別指定認定基準の第1の1の(1)から(3)、すなわち、

(1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、卑猥な感じをあたえるもの

(2) 性行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、卑わいな感じをあたえるもの  
(3) 変態性欲に基づく行為を表現したもの  
に該当し、条例第13条の2第1号の「著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」に該当するものと思われます。

なお、審査に必要と思われる箇所を中心に、付箋を貼っておりますので参考にしていただければ幸いです。

報告は以上のとおりです。どうぞ宜しくお願ひします。

部会長 現物を見ていただく前に、ただいまの説明について何か御質問・御意見等ございませんでしょうか。

全委員 (特に無し)

部会長 特に無いようですので、しばらく時間をとりますので、現物をご覧頂きますようお願ひします。

全委員 (回覧)

部会長 よろしいでしょうか。それぞれ手にとって、ご覧頂けたと思います。  
本日の会議の中では、重い問題でございますので、御質問・御意見等いただけだと存じますが、いかがでしょうか。

委員 このような本は、発売を禁止して警察の段階で止めてもらいたい位です。  
京都府から出版社に対して申し入れをして欲しいと思います。また、深夜営業を行っている所で販売されているとなつたら困るので、京都府には、このような本を入れない様な措置をとって欲しいと思います。

部会長 色々と先に御意見をお尋ねしたいと思います。他に御意見ございませんでしょうか。

委員 だんだん内容が激しくなってきています。以前は、このような本があつても、表紙にはこのような表現が無かったです。また、最近は、色々な意味で低年齢化が言われますけれども、このような本まで低年齢化しているのかと親の世代に知つていただきが必要かと思います。

部会長 他の方も伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員 先程も御意見が出ましたように、こういった本は発売を禁止して欲しいと

思いますが、法律的にはこれは難しいのですか。非常にとんでもない内容で頭が痛くなります。

部会長 今までの御意見を受けて、事務局から説明はありますか。

事務局 発売禁止や出版停止といったことは、表現の自由や他の法令との関係で、大変難しいと思います。

この研究会の報告書では色々な提言が出されておりますので、それを踏まえながら、京都府として何が出来るかを検討して参りたいと思います。

部会長 続きまして、御意見を伺いたいと思います。いかがですか。

委員 女性の立場からは、子どもたちを守ってあげたいとの気持ちで子育て支援等を行っております。そして、16歳未満の子どもが妊娠して搔爬し、体調を元に戻すのにかなりの時間を要する実際を見ております。そのような当人と接しておりますと、罪悪感が全くないことが恐ろしいと考えております。親の方は淡々としており、子育てを放棄している状態で、その子どもを導くことに大変苦労しております。

幼い子どもが描かれている、このような本が氾濫していることは、大変ショックであり、何とも言いようがありません。

部会長 その他に御意見を伺いたいと思います。

委員 これらの本を見る限りは、青少年に見せるのが不適当というだけではなく、一般の大人にも不適当なのではないかと思います。このような本の影響を受けて、奈良の幼女誘拐殺害事件の様なことが起こるのではないか。一般的な大人によって、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性が高いように思いますので、国や京都府として、発売できなくなるような方向で検討してもらえないかと思います。

部会長 有り難うございました。他に御意見ございませんか。

法的な規制と言うことになると、非常に難しい問題が含まれているのではないかと思いますけれども、その点については、最後に専門的な立場からコメントいただけたらと考えておりますが、それまでの段階で、他に色々と御意見を頂けたらと思います。

委員 女性の立場から言いますと、女性をこのような扱いをするのは人権問題です。そういう意味で、もう少し深刻に考えていただきたいと思います。

部会長 言葉がありませんが、他に御意見ございませんか。

委 員	全くその通りだと思います。赤ちゃんは可愛がって育てなければならぬ。少しエロチックな本は仕方がないとしても、ここまで来たのかと本当にショックを受けております。私たちが、出来うる限りの最大の方法で周知啓発していきたいと考えております。
部 会 長	その他、御意見いかがですか。
委 員	悪書追放のために、地域の中でいろいろと廻った時には、目に付かなくて安心していたのですが。それが低年齢化というか、小さい子どもを煽るようなものが出て回っていて、どのような取組をしていけば、歯止めになるのか、世に出回ってしまうことについて、どうすればよいのかと思います。
委 員	これらの本の値段は、最大でも1,000円程度。もっと高く売ってもらって、子どもが買えないようにするのは出来ないものか。この程度の値段なら、子どもでも買ってしまう。これを止めるのは大変だと思います。
部 会 長	今回、案として挙がっているのは13冊ですが、これ以外は、京都府では野放しなんですか。
事 務 局	条例上は、「包括指定」という規定がありますので、これらと同じような本は青少年に販売してはいけないという規制はかかるており、全く野放しそうわけではありません。ただ、この調査のために20店舗ほど廻ったわけですが、区分陳列がまだ十分に出来ていないことが分かっております。また、書店がこのような本を間違って青少年に販売していないか、確認することも難しい面があります。 今回の本ではないですが、地域の青少年団体に、このような本があるとお見せしますと、「それでは、もう少しきめ細かく廻ろうか」と取り組んでいただけたりします。条例を実効的にするためにには、地域での啓発活動・意識の高まりが改善に繋がる一つの方法と考えております。
部 会 長	効果的な取締りが難しい分野だと考えます。一冊の値段をもっと高くしてもらったらといった意見もありましたが、現実は営業上の問題があり不可能なので、可能な方法で効果的なことは、何か無いものでしょうか。
委 員	ブックオフなどは、カーテンがあって青少年が入れないようにしていますね。
事 務 局	条例の「区分陳列」について説明しますと、まず、「監視性」、すなわち、店内の容易に監視できる場所に置くことが必要で、その上で、カーテン

や間仕切りなどで、一般図書と「区分」して陳列を行う必要があります。さらに、「青少年には販売しない」といった「表示」が必要となります。しかし、本屋さんにお聞きしますと、たくさん入荷する本を全てチェックするのは難しく、一般図書と混じってしまうといったことはあるようです。したがって、地域の方々に条例の趣旨を御理解いただき、繰り返し「青少年に販売してはならない」と注意喚起していくことが求められていると考えています。今回の件は、知事の定例記者会見でも発表され、京都新聞でも取り上げていただいたのですが、このような規制があることを府民に知っていたくことを積み重ねていくことが必要だと考えております。

部 会 長

最近、大型の書店が出来て、駅前にあった小さな書店が次々に潰れていますね。潰れる前に、そのような書店は、このような本を扱って何とか利益を出そうとしている傾向があるように思います。書店の生き残りをかけた営業行為と青少年を守ることとの兼ね合いをどうしていくか、このことも考えていかなければなりませんね。

委 員

何年か前、子ども読書年となっていましたが、全国の教育現場では、始業前に読み聞かせを行うなど、読書について力を入れていらっしゃいます。そういう活動がある一方で、このような本が数多く販売されている訳です。もっと優良図書の推奨にも力を入れていただき、良い図書と悪い図書を見分ける親御さんを増やしていくしかない、全体的な施策として行うことが必要で取り締まりだけでは難しいと思います。

委 員

このような本に目を向ける子どもたちは少ないと思います。また、このような本を多く買っているのはどの世代か知りたいと思います。むしろ子どもたちは被害に遭っており、通学途中にお尻を触られたとかというような痴漢行為が毎日のように起こっています。これらの本も18歳以上の人には買えるわけですから、こういう本で大人が刺激を受けて、子どもたちが被害に遭うことが多いのではないかと思います。子どもたちを被害からいかにして守るかということを考えないといけないと思います。

委 員

昭和40年代に、欧洲へ旅行をした時に、初めて性的な本を見ましたが、物語としても素晴らしい芸術性がありました。しかし、こんな安い値段では全然販売されていなかったのですので、このように販売価格が安いのが一番問題ではないでしょうか。それに、作家が違っても同じ様なものが溢れている訳ですから、もっと厳しい規制が必要であると思います。

部 会 長

現在の法律の範囲の中で、どのような選択があるのでしょうか。専門的な立場からお願ひします。

- 委 員 まず、方法として、青少年にこのような本を読ませないようにするという方法と、青少年保護のために、このような本そのものを無くしてしまうという方法の2つが考えられます。前者については、この条例の目的とするところであって、手段としてどこまで実行できるかの問題となります。たとえば、京都府内では、このような本を青少年の目に触れないところに置いたとしても、現在はインターネットも発達していますし、結局は規制としては不十分なものとなる可能性が高いでしょう。ただ、これは手段の問題で、不十分だとしても、条例上、青少年の目に触れないようにすると規定することは可能と思います。また、東京の出版社に申し入れを行うといった話もありましたが、条例は地方公共団体の域内でしか効力を持たないわけですから、何の効果もないでしょう。後者の方法、青少年保護のために、このような本そのものを禁止する方法ですが、これは現行法上、無理です。憲法上の問題もありますし、法律もありませんので難しいだろうと思います。ヨーロッパでは児童ポルノ関係の規制は厳しく、日本では若干甘いところはあるのですが、このような本を発禁にするという規制は難しいと思います。
- 部 会 長 皆さん、出来るのなら、規制をかけたいというお気持ちが強いのですが、他に御意見はございますでしょうか。
- 委 員 以前、新幹線に乗ったときに、男性がこのような本を読んでいたのですが、降りるときに捨ててていくんですね。その後、子どもたちが、回し読みしているのを見たことがあります。また、インターネットでは、年齢の規制が不十分ですので、どうやって防いでいくか、難しい問題だと思います。条例で規制していくことは難しいのでしょうか。
- 部 会 長 条例を越えることを考えた場合には、どういった可能性があるんでしょうか。
- 事 務 局 法的な規制については、先に委員がおっしゃったとおり難しいと思います。また、インターネットの話が出ましたが、この規制も大変難しいと思っております。一方で、この研究会の報告では、現在の18歳未満がインターネットにアクセスする際のチェックが完璧になされていない状況では、サンプル表示の削除を要請すべきとされています。もちろん、インターネットは世界中に広がっているものですから、京都府が要請したからといって効果が上がるものではないですが、これから色々な検討が始まっていくのでは、と思っております。
- また、今回指定案となっている13冊の本は、ほとんどの子どもは読まないとは思いますが、ほんの少しでも読む子どもがいるかもしれないことを憂慮しています。と言いますのは、お手元の資料3ページに、「36歳の男が女児を誘拐、わいせつ行為をし、殺害した事件」について、「行為者は、高

校2年生の時に、女兒にわいせつ行為をするビデオを見て興味を持ち、高校3年の時に実際に女兒にわいせつ行為をした」と書かれてあります。したがって、これらの本を何人の子どもが読んでいるかという読者の多寡は問題ではありません。青少年には絶対に読ませていけないのだという確認を府民の皆様とやっていくことが大切なことだと考えております。そして、その効果は低いのかもしれません、それを繰り返しやっていく必要があるのだと考えております。

部会長 なかなか決め手というのが見つからない問題なのですが、地道に行っていくしか無いように思います。

そろそろ結論を出したいと思うのですが、現在提案されている13冊につきまして、それぞれご覧頂いたと思いますが、有害指定することに御異議ございませんでしょうか。

全委員 (異議無し)

部会長 全員一致ということで、原案どおり有害指定をお願いすることといたします。事務局から指定手続きを説明してください。

事務局 本日、審査いただきました雑誌の有害指定につきましては、条例第13条の2第3項の規定に基づき平成19年6月26日付けの京都府公報に掲載することといたします。

部会長 続きまして、次第1回の「有害図書類の緊急指定状況の報告について」事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料の10頁～11頁を御覧ください。

第183回から第184回の有害図書類の指定につきましては、部会長と協議の上、緊急指定をさせていただいておりますので、条例第24条の7第2項の規定に基づき御報告します。

指定の合計は、雑誌24点、光ディスク6点です。以上を条例第24条の7第1項に基づき緊急指定し、京都府公報で告示いたしましたので、御報告いたします。

なお、資料12頁に現在までの有害指定の状況をまとめておりますので、御覧おき願います

部会長 ただいまの事務局からの報告について何か御質問ありませんか。

全委員 (特に無し)

部 会 長	特に問題ないようですので、続きまして、次第2の報告に入らせていただきます。それでは、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)の取組等について、事務局から説明願います。
事 務 局	<p>資料の13ページをご覧ください。</p> <p>毎年7月は、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」でございます。まず、府内一齊の立入調査を実施いたします。昨年度並みの1,200件程度の立入調査を実施したいと考えておりますが、今年度は特に、不安定就労を原因とするいわゆる「ネット難民」について労政課と協力して併せて調査していきたいと考えております。また、昼間の調査のみならず、夜間の調査をしていきたいと考えております。</p> <p>その他に、「携帯電話の有害情報から子どもを守ろうキャンペーン」「第29回少年を明るく育てる京都大会」などが開催される予定ですので、皆様の御協力をお願いします。</p>
部 会 長	ただいまの事務局からの説明について何か御質問ありませんか。
全 委 員	(特に無し)
部 会 長	御質問もないようですので、それでは、最後に次第3その他ですが、事務局、何がありますか。
事 務 局	お手元に(社)日本フランチャイズチェーン協会の資料を配付しております。本日ご欠席されている(社)日本フランチャイズチェーン協会事務局長から、コンビニエンスストアのセイフティステーション活動のアンケート結果が載っているので、各委員にご覧頂きたいとのことでした。
部 会 長	特に御質問・御意見等ございませんね。
	それでは、ご質問もないようですので、これで全ての議事が終了しましたので、営業対策部会を終わらせていただきます。皆様の御協力により、円滑に進行することができましたことについて、感謝申し上げます。ありがとうございました。
事 務 局	有り難うございました。傍聴者におかれましては、係の者に傍聴証を返却の上、ご退席いただきますようお願いします。